

## J∞ QUALITY 商品認証ラベルの発給システムについて

J∞ QUALITY 商品認証事業規約（以下：規約という）第8条の規定により、J∞QUALITY 認証商品（以下：商品という）の販売に当たっては、一般社団法人日本アパレル・ファッション産業協会（以下：協会という）が指定するJ∞ QUALITY 認証下札（以下：下札という）を商品に付加しなければならない。

また、下札に加えてJ∞ QUALITY 認証織ネーム（以下：織ネームという）を付加することができる。ただし、下札及び織ネームは、協会が指定するJ∞ QUALITY 認証ラベル発給業者（以下：指定業者という）より購入するものとする。

商品を販売する企業は、規約第5条で規定する企業認証取得の際に、規約第9条で規定する「J∞ QUALITY 認証ロゴマークの使用契約書」を協会と締結していなければならない。

なお、商品に下札及び織ネームを単独で付加することはできない。必ず当該商品のブランド下札及び、ブランド織ネームと共に付加しなければならない。

### 【下札・シールの発給】

#### ① J∞ QUALITY 下札・シール発注申請書（様式第16号）の提出

下札またはシールを購入するには、J∞ QUALITY 商品認証を取得した企業（以下：認証企業という）が、WEB 上から「J∞ QUALITY 下札・シール発注申請書（様式第16号）」をダウンロードし、必要事項を記入してJ∞ QUALITY 事務局（以下：事務局という）へメールにて申請。

なお、下札またはシールの種類、デザイン、価格は、商品認証取得時に事務局から商品認証申請者へメールにて送付する。

#### ② 事務局は、メールにて受け取ったJ∞ QUALITY 下札発注申請書の内容を確認し、毎月末、事務局へ発注情報を伝達し共有する。

この下札・シール発給システムについては、別紙の図解

「J∞ QUALITY 認証ラベル発給システムフローチャート」を参照。